

いつまでも愛する犬と一緒にいられるために

中野区

愛犬手帳



この愛犬手帳は、災害時や愛犬が家から逃げてしまった場合の身元証明としてもご活用ください。

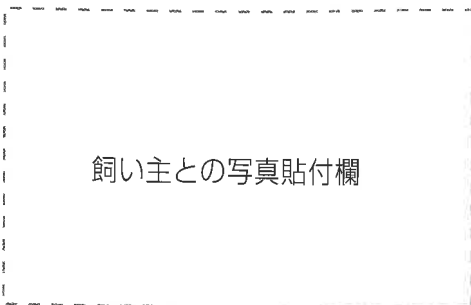
 犬の名前

 犬の誕生日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

 犬の特徴

犬種 _____
体長(高) _____ cm
特徴 _____
病気・アレルギー _____



飼い主との写真貼付欄

性別 _____ オス ・ メス
体重 _____ kg
毛色 _____
不妊去勢 _____ 年 _____ 月 _____ 日

マイクロチップの番号 _____
鑑札番号 _____

 飼い主の連絡先

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

 かかりつけの動物病院

動物病院名	主治医	電話番号

飼い犬の登録

犬の「登録」と「狂犬病予防注射」は飼い主の義務です。違反した場合は、狂犬病予防法により、20万円以下の罰金が科せられることがあります。



飼い始めてから30日以内に登録をしてください。(生涯1回)
※生後91日未満の犬を飼い始める場合は、生後120日まで
に登録してください。

登録方法

- マイクロチップ装着犬 環境省サイトで所有者変更登録をしてください。
- マイクロチップ未装着犬 P13の窓口で犬鑑札の交付を受けてください。

※令和4(2022)年6月1日以降にペットショップやブリーダーから犬を購入した場合、環境省サイトのマイクロチップ情報を変更登録することが飼い主の義務です。

狂犬病予防注射



毎年1回(原則4~6月)、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

動物病院で狂犬病の予防注射をした場合は、「注射済証明書」を持参のうえ、P13の窓口で、注射済票の交付を受けてください。

※区では毎年4月、区内の公園などを会場として、定期集合注射を実施しています。
※交付を受けた鑑札・注射済票は、犬の首輪に必ずつけておいてください。

ワクチン接種等の記録

狂犬病予防注射				混合ワクチン			
注射年月日		注射済票番号					
年	月	日	第 号	月	日		
年	月	日	第 号	月	日		

フィラリア予防をしましょう

フィラリア予防薬を投与した日を記録しておきましょう
(投与期間は薬により異なります。かかりつけの動物病院にご相談ください)

フィラリア検査日						年 月 日						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
投与日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

愛犬は最後まで責任をもって飼いましょう



飼い始める前に、ともに幸せに暮らすことができるか、最後まで愛情と責任をもって飼うことができるか、よく考えましょう。

どうしても飼えなくなった場合でも、たとえ飼い主が先に亡くなった場合でも、愛犬が安全に安心して暮らせる環境を用意してあげることが飼い主の努めです。

愛犬との約束

1. 飼い主としての責任を十分に自覚します。
2. 生涯にわたり飼い続けられるよう責任を持ちます。
3. 犬の感染症や病気について正しい知識を持ちます。
4. きちんとしつけをして、近隣の人に迷惑をかけないようにします。
5. えさや水をきちんと与えて、寝床をいつも清潔にします。
6. 健康状態をしっかり管理し、運動や遊びを一緒にします。
7. ふん・尿などで、他の人に迷惑をかけないようにします。
8. 必ずリード(引き綱)をつけて短く持ち、一緒に散歩をします。
9. 適切な環境で飼育します。

不妊去勢手術について

手術を受けると、発情期に伴うストレスがなくなり、精神的に落ち着き、しつけがしやすくなります。オス・メスともに生殖器系の病気の予防にもなります。繁殖を望まない場合は、生後早めに獣医師に相談しましょう。

●不妊去勢しないストレスで出やすい問題行動

1. 異常に吠える、鳴く
2. ケンカ
3. 不適切な排せつ（マーキング）
4. 自傷行為（過度に手足をなめる、自分の尾を追いかけるなど）
5. 家から出ようとする、放浪する

犬を飼う前に考えましょう

家族みんなで話しあいましょう

犬を飼う前に、家族の中に犬が嫌いな人や、飼うことに反対している人がいないか、動物アレルギーの人がいないか、また、愛情をもって終生にわたり犬を飼うことができるか、家族みんなで話しあいましょう。



犬を飼うと

犬を飼うと、食事、排せつ、しつけ、散歩など、毎日世話をしなければいけません。また、健康の管理が必要になり、予防接種や病気の治療費など経済的な負担もかかってきます。



あなたの家では犬が飼えますか？

都会の犬は、小型大型問わずその多くが室内で飼われています。あなたの住まいはペットを飼える住居ですか？ 夏の暑さ、冬の寒さは年々変化しています。適切な環境で飼うことはできますか？ マンション等では管理規約などによりペットを飼うことが禁止されているところもあります。

また、ご近所への影響など、周辺的生活環境への配慮は大丈夫でしょうか？

犬は犬種により、吠え声大きい場合もあるほか、住む環境への適応能力や毎日のお散歩などの運動量が異なります。

飼う前に、自分の住まいやライフスタイルと合った犬種を考えてから、犬を新しい家族として迎え入れましょう。

「もしも」のときのこと 考えておきましょう

もしも…

- ペットを飼い続けられなくなったときのため ⇒ ペットの引き受け先を決めておきましょう
- ペットが病気になったときのため ⇒ 治療費の蓄えや保険への加入をしておきましょう
- ペットに介護が必要になったときのため ⇒ 相談できる獣医、家族、友人とのつながりを持ちましょう

飼い主になったら

社会性を身につけさせましょう

子犬のワクチン接種が終わり、体に免疫力ができれば、いよいよお散歩デビューです！ 子犬の頃から他の犬だけでなく、いろいろな人・音・物と接したり、また、いろいろな場所に連れて行くことで、社会性が自然と身につくようになります。

また、飼い主同士の交流により、新たな地域コミュニティーを広げることができます。

ほめるしつけをしましょう

犬が言うことをきかないと、犬を手で叩く人がいますが、これをされた犬は人の手をこわがり、咬むようになってしまいます。

言うことをきかないときは犬を無視して、言うことをきいたときに、ほめてあげることで、だんだんと言うことをきくようになってきます。

咬み癖をやめさせましょう

子犬は、人に甘えてよく手を咬んだりします。しかし、成犬になってまで人を咬むようになると、大変なことになります。咬み癖は、子犬のときにしっかりと直しましょう。

※甘咬みであっても咬まれたらすぐ「痛い」と伝えて、その場から離れましょう。歯を使うと大好きな人がいなくなってしまうことをおぼえさせます。



飼い犬が人を咬んでしまった

飼い犬が人を咬んでしまった場合、24時間以内に、保健所への届け出が必要となります。また、咬んだ後48時間以内に犬が狂犬病にかかっていないかどうか、獣医師に検診させなければなりません。

検診を怠った飼い主は、5万円以下の罰金に処せられることがあります。

(東京都動物の愛護及び管理に関する条例)



近隣の人に迷惑をかけないようにしましょう

区に寄せられる犬に関する苦情相談の主な内容は、鳴き声やふん・尿によるものです。

中野区のような住宅街で犬を飼うには、近隣に迷惑をかけないように配慮が必要です。飼い主の方が、日頃からご近所のみなさんとのコミュニケーションに努めるなどの気遣いも大切です。また、過度の多頭飼育については問題が多いため、正しく飼育ができる限度を超えないようにしましょう。

参考 環境省リーフレット「もっと飼いたい？」

動物の愛護及び管理に関する法律

吠えないようにしつけをしましょう

犬が吠えているときは、犬と目を合わせず無視をしましょう。しばらくすると犬はあきらめておとなしくなりますので、吠えるのを止めたら、思いっきりほめて、相手をしてあげましょう。

これを繰り返し、吠えないと相手をしてくれるということをおぼえさせることで、吠え癖がなくなります。

また、犬は知らないことに反応して吠えることがあります。このようなときは、普段から社会性を身につけさせることで解決することができます。

「この音は何？」と疑問をもたせないで、「この音はこういうものだから大丈夫！」ということを教え、むだに吠えることをなくさせましょう。

また、どこかが痛いときや具合の悪いときに吠えることがあります。

普段と様子異なるときはかかりつけの動物病院に相談しましょう。



保健所への犬に関する主な苦情

- 吠え声
- ふんの不始末
- 尿の臭い
- 綱をつけない（ノーリード）又は長い綱で散歩をする人

散歩のときの注意事項

散歩の目的

散歩の目的は「犬の排せつではなく、運動とストレスの解消、社会環境に慣れさせること」です。

犬は運動不足やストレスがたまると、家の中で暴れたり、むだ吠えをしたりします。ストレス解消のために、定期的に散歩に連れて行ってあげましょう！

犬はしつけをすれば、家の中で排せつを行うようになります。



散歩に行く前に家の中で排せつをさせ、そのご褒美に、散歩に連れて行ってあげるようにしつけましょう。

家の中で排せつができると、猛暑や雨天の日、飼い主や犬がケガや病気のと
き、犬が高齢になり歩行困難になったときも困りません。

散歩中に排せつさせないために



都市の環境では、犬のふんが自然に還ることはありません。また、散歩中に排せつしてしまうと、排せつした場所を清掃しきれずにトラブルになってしまうこともあります。

散歩中に排せつさせないために、電柱などのおいをかがせないようにしたり、飼い主主導で散歩をしたりするようにしましょう。もしも散歩中に排せつしそうになったら、排せつしないように早く歩いたり、しばらく座らせて落ち着かせるなどしましょう。

万が一排せつしてしまうときには、ペットシートを敷いて、その上で排せつさせましょう。排せつした場所も汚れず、片付けもすぐに終わります。

時代や環境の変化と共に、散歩のマナーも変わりつつあります。最新のお散歩マナーを取り入れましょう。



散歩道具を持ち歩きましょう

(例)
トイレトーパー
水・ゴミ袋・ペットシート



散歩をするときは、万が一排せつをしてしまったときのために始末の道具を必ず携帯しましょう。

トイレトーパー、ペットシート、ゴミ袋、水を入れたペットボトルを携帯して、ふんをしたときは必ず拾い、尿をしたときはペットシートなどで吸い取ったあとにペットボトルの水をかけるようにしましょう。

中野区吸い殻、空き缶等の散乱及び歩行喫煙の防止等に関する条例

中野区では、条例で区民等の責務として、「飼い犬に散歩、運動等をさせるときは、ふんを持ち帰るための用具を携帯し、それにふんを収納すること」を定めています。

ノーリードは危険がいっぱい！

うちの子は大丈夫！このような過信から、犬を散歩させるとき、リードをつけないで散歩させる飼い主がいます。

もし、犬が人を咬んでしまった場合、法律で罰せられるだけでなく、多額の損害賠償や慰謝料が請求されることがあります。

また、突然の自転車・自動車の動きなど、まちには危険がいっぱいです。

散歩中は必ずリード(伸びないもの)をつけて、愛する犬を守りましょう。

※リードによる保持は「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」で犬の飼い主の遵守事項として定められています。

自転車での犬の散歩は危険です

自転車を運転しながらの犬の散歩は犬の突飛な行動による飼い主の落車事故だけでなく、周りの人を巻き込んだ重大な事故になりかねません。

また、道路交通法(第70条)「安全運転の義務」違反となることもあります。



犬を車に乗せるときは

あまり知られていませんが、犬も人間と同じで車酔いをする場合があります。車に乗せるときは、なるべく移動用ケージに入れてあげましょう。体が安定して、犬も落ち着いていられます。

また、犬は人間以上に熱中症にかかりやすい生き物です。少しの時間でも車の中に放置することは、大変危険です。

車から離れるときは、犬を車の中に置き去りにしないようにしましょう。



犬を連れてお店に入るときに気をつけること

犬と一緒に入れるレストランやペットショップに入るときは、事前に排せつを済ませてから入りましょう。洋服を着せてあげると、抜け毛の飛散を防ぐことができます。

レストランでは、お店の方に抱っこをしてもいいか、また、椅子に座らせてもいいかなどを必ず聞いてから行いましょう。

食事中は足元にふせをさせておき、犬に食事をあげるときは、必ず犬専用の食器を使いましょう。



店内の他の犬や飼い主への配慮

犬も人と一緒に、他の犬や人が好きな犬もいれば苦手な犬もあります。飼い主の許可なく、よその犬を触ったり、自分の犬を近づけたりしないようにしましょう。

また、顔見知りの犬であっても、普段と違う状況・場所だと予想外の行動に出ることがあります。

思わぬケガや咬傷事故に繋がる可能性があるため、よその犬との接し方を考えましょう。

動物病院で気をつけること

動物病院へは、犬を移動用ケージに入れるかりードをつけて連れて行きましょう。また、他の人が連れてくる犬とトラブルにならないように病院の指示があるまで、犬をきちんと保持しましょう。小型犬の飼い主の中には、大型犬を怖いと思っている人もいます。

犬の高齢化について

犬は成犬になるまでの成長が早く、犬種にもよりますが、7歳位から高齢期を迎えます。

高齢期を迎えると見た目は変わっていても、免疫力と共に筋肉や内臓機能が低下し、少しずつ変化が出てきます。

歩行が困難になったり、トイレが自分でできなくなったり、寝たきりになったりすると、人間同様に介護が必要となります。介護するということは決して楽なことではありませんが、犬を家族として愛しているからこそ、介護についても考えましょう。

また、医療費は決して安くありません。急なケガや病気はもちろんのこと犬が高齢になったときのことを考え、医療費の貯金をしたり、ペット保険に入るなど自分に合った方法で、もしものときに備えましょう。

そして、いつかは別れのときがきます。そのときは笑顔でおくってあげられるように、普段から後悔しないよう、たくさんの愛情を持って、大切に育てましょう。

また、大切な家族であった愛犬を失う悲しみや苦しみは、他人が想像する以上に深いものです。ペットロス症候群は避けられないかもしれませんが、普段から心の準備をするなどの対応を心がけましょう。



※ペットロス症候群

ペットを失ったストレスがきっかけで飼い主が精神的にまいってしまうこと。



災害から愛するペットを守るために

災害時、避難はペット同行で

地震などの災害が発生すると、自宅での生活が困難になることがあります。「中野区地域防災計画」では、原則としてペットと一緒に避難することを希望する被災者に対し、全ての避難所で受け入れることを定めています。

【避難所でのペット受け入れルール】

- 受け入れる動物は、小動物（犬・猫・鳥等）のみ
- ケージの中に入れる
- 飲料水、ペットフード、ケージ、トイレ用品、常備薬等は、飼い主が用意する
- 犬鑑札（マイクロチップでの登録の場合は、マイクロチップの登録証明書）、狂犬病予防注射済票（当該年度分）、迷子札等の身元表示をする。



年に一度、犬の同行避難訓練を実施しています

区では（公社）東京都獣医師会中野支部と共同で、区立小中学校を会場とする「総合防災訓練」で犬の同行避難訓練を実施しています。

- ★事前申込制です
 - ★車での来場はできません
 - ★見学はどなたでもできます
 - ★ペット防災の展示と講義も行う予定です
- 実施にあたっては、区報及び区ホームページでお知らせします。

日頃から災害発生時の避難方法について話し合ひましょう

- 自宅が安全な場合
⇒ ペットにとっては自宅が一番安心できる場所です
自宅が安全なときは自宅で過ごしましょう
- 自宅に戻れない場合
⇒ ペットと共に避難所へ



安心してペットと共に避難できるように

感染症の予防を 人が動物由来感染症にかからないために

- 狂犬病予防注射、その他伝染病ワクチンの接種をしましょう
- ノミ・ダニの駆除・フィラリア対策
- ペットに触れた後は、手指を清潔にしましょう
- ふん・尿の処理を衛生的に行いましょう



最低限のしつけを

- 嫌がらずに移動用ケージに入る訓練や「待て」ができるようにしましょう
- 普段から家族以外の人や動物に接し、社会性を身につけさせましょう

非常用ペット用品の準備を

- ペットフードと水（最低3日できれば7日分）
- おやつ（犬のストレス解消に）
- ペットの食器（フード用と水用）
※荷物やゴミを減らすため、レトルトパウチもお勧めです。
- 首輪と伸びないリード（首輪には迷子札をつける）
- キャリーバッグ・ケージ
- トイレ用品（ペットシート等）
- 常備薬・療食
- ペットの写真（飼い主と一緒に写っているもの、正面と横顔）



迷子対策にマイクロチップを

マイクロチップ（個体識別を可能にする電子標識器具）は迷子対策に有効です。

装着に関しては動物病院に相談して下さい。

令和4（2022）年6月1日以降にペットショップやブリーダーから犬猫を購入した場合、環境省サイトのマイクロチップ情報を変更登録することが飼い主の義務です。

（装着後に飼い主の変更などがあつた場合は必ずデータを変更しましょう）

犬に関する窓口、問い合わせ先一覧

□ 飼い犬の登録・死亡・転居等の届出窓口

○中野区保健所衛生環境係

〒164-0001 中野2-17-4(右地図参照)

電話 (3382)6662 FAX (3382)6667

○中野区役所 1階 戸籍住民窓口(証明係) 電話 (3389)1111

中野4-8-1(令和6(2024)年4月まで)

中野4-11-19(令和6(2024)年5月から)

○各地域事務所

南中野 (3382)1457 弥生町5-11-26

東 部 (3363)0752 中央2-18-21

江古田 (3954)6812 江原町2-3-15

野 方 (3330)4201 野方5-3-1

鷺 宮 (3330)4112 鷺宮3-22-5

○各すこやか福祉センター

中 部 (3367)7788 中央3-19-1

北 部 (3389)4321 江古田4-31-10

南 部 (3382)1750 弥生町5-11-26

鷺 宮 (3336)7111 若宮3-58-10



□ 犬に関する相談

○中野区保健所衛生環境係 (3382)6662

□ 犬が亡くなったとき(死体の引取り(有料))

○中野区清掃事務所 (3387)5353

※ペット葬儀社やペット霊園などをご自身でお探してください。

□ 犬が迷子になったとき

○東京都動物愛護相談センター (3302)3507

※放浪している犬を保護収容します。

○その他、犬を保護している人が、保健所や警察署に届け出ている

ことがありますので、お問い合わせください。

□ 新しく犬を迎えたいとき

東京都動物愛護相談センターでは、センターやボランティア団体で保護されている犬や猫を、家族として迎え入れていただくための譲渡事業を行っています。

詳しくは、情報サイトや電話でお問い合わせください。

○東京都動物愛護相談センター (3302)3507

○東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」 <https://wannyan.metro.tokyo.lg.jp/>



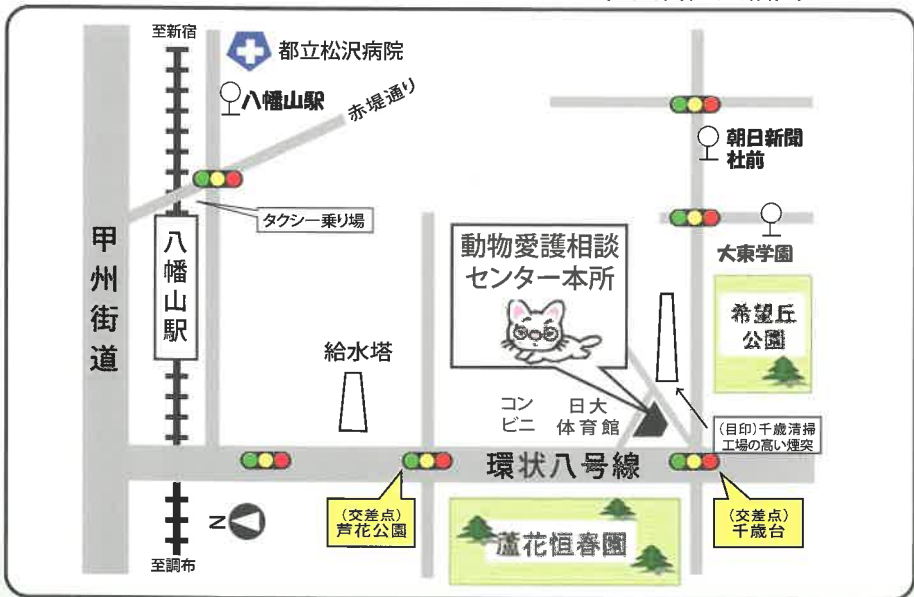
中野区保健所

中野区中野2-17-4



東京都動物愛護相談センター

世田谷区八幡山2-9-11



《広告》

公益社団法人東京都獣医師会中野支部

中野区獣医師協会

中野区獣医師会は動物との共生事業に携わりながら区民の豊かな生活を支えるために日々努力を重ねております。

○獣医師会の主な活動

- 狂犬病予防集合注射事業
- ペット相談事業
- 総合防災訓練（ペットとの同行避難）への参加
- 地域猫の不妊去勢事業
- 学校動物飼育支援事業 など



獣医師会会員動物病院名簿（令和5（2023）年12月1日現在）

北 部

ケペル動物病院 03-3338-3554 まつざわ動物病院 03-3310-2355
大塚犬猫病院 03-3951-0643

中 央

工藤動物病院 03-3371-3963 アミーペットクリニック 03-3389-7860
はちや動物病院 03-5942-5449 本町動物病院 03-3380-1010

南 部

南中野ペットクリニック 03-3380-5554 斉藤動物病院 03-3381-1626
リトルピース動物病院 03-3381-1122 タカマ動物病院 03-3370-1180
南台どうぶつ病院 03-5388-9996 21動物病院 03-3370-2121
やよい動物病院 03-5385-1099

お散歩に行くときは忘れずに♪

中野区 **愛犬手帳**
令和6（2024）年3月発行
中野区保健所 衛生環境係

